

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正案

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 この省令の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所(次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(第五条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。</p> <p>第四条 施行日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは、「十」とする。</p> <p>第五条 第三条第二項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二十四項の規定を適用する場合には、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。</p>	<p>附則</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 この省令の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所(次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(第五条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。</p> <p>第四条 施行日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは、「十」とする。</p> <p>第五条 第三条第二項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十第四項の規定を適用する場合には、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。</p>